

利尻町ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、利尻町ホームページに掲載する広告を適正に行うため、利尻町ホームページ広告掲載事務取扱要綱（以下、「要綱」という。）に基づく広告の取り扱いについて必要な事項を定める。

(広告の掲載位置等)

第2条 要綱第2条に規定する広告の位置及び枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の位置 利尻町ホームページのトップページ部分
- (2) 枠数 5枠

(広告の種類)

第3条 要綱第4条に規定する広告の種類、規格、禁止表現については、次の各号のとおりとする。

- (1) 種類 バナー広告
- (2) 規格 大きさ 縦40ピクセル 横120ピクセル
形式 GIF形式(アニメーション不可)
容量 4.0KB以下
- (3) 禁止表現
 - (ア) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど
 - (イ) 実際には機能しないもの
(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど
 - (ウ) 閲覧者が町に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
(例)「職員採用情報」等の表現の掲載など
 - (エ) その他広告の表現として適当でないと町長が認めるもの

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年2月15日から施行する。